

平成28年度から、国民健康保険税の 税額税率等を改定します

●問い合わせ 福祉保険課国保年金担当(☎282局1711 内線1131)

国保制度の現状について

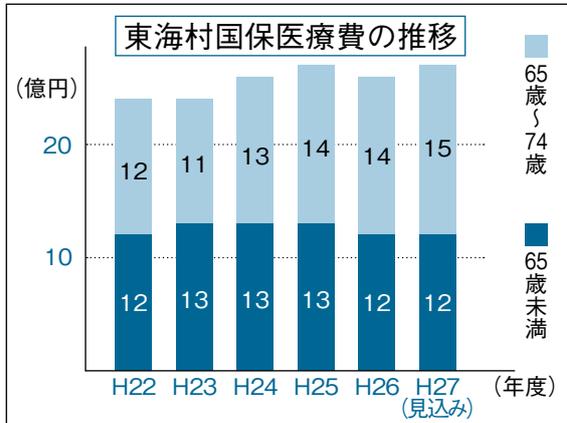
国民健康保険は、基本的に被保険者の皆さん(世帯主)が納める保険税(50パーセント)と、国・県・村からの補助金(50パーセント)を財源として運営されています。この国民健康保険は、退職や健康上の理由等により社会保険等を脱退した人が加入することが多いことから、医療費が高く収入が低い加入者が多いという、構造的な問題を抱えています。

このような状況を受け、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律」(以下、改正国保法)が成立しました。この改正国保法により、平成30年度から国民健康保険の財政を県が担うことなど、国保制度の大改革が行われることになりました。

被保険者の届出手続き等については、これまでどおり市町村の窓口で行うこととなりますが、平成30年度からの運営体制に関しては、国で検討を進めているところですので、詳細が決まり次第、あらためてお知らせします。

東海村国保の状況 (改定の背景)

東海村国保では、平成24年度・26年度と、2年ごとに保険税の見直しを実施してきました。しかし、被保険者の急速な高齢化に伴う医療費の増加や、一般会計から国保会計への赤字補填的な繰入金の解消に対応する必要があることから、平成28年度の保険税に関する検討を行ってきました。



このたび、東海村国民健康保険運営協議会への諮問・答申や、平成27年12月議会における審議を経て、平成28年度の国保税額等を改定することになりました。詳細は、下表をご覧ください。

今回の改定率は、改正国保法によ

国保税額等改定内容

		平成27年度	平成28年度	引上値
医療保険分	所得割	6.40%	6.70%	0.30%
	均等割	1万8,500円	1万9,800円	1,300円
	平等割	1万9,500円	20,800円	1,300円
後期高齢者 支援金分	所得割	1.80%	1.85%	0.05%
	均等割	5,500円	5,500円	0円
	平等割	5,500円	5,500円	0円
介護保険分	所得割	1.55%	1.65%	0.10%
	均等割	1万1,600円	1万1,600円	0円

り国の財政支援制度が拡充したため、補助金の増加を見込み、当初予定よりも低めに抑えることができましたが、今後も随時、医療費の伸びに合わせた保険税の見直しを行っていく必要があります。被保険者の皆さんには「負担をお願いすることとなりますが、国保財政の厳しい状況をご理解いただき、ご協力をお願いします。」

なお、平成28年度の国保税の納付は、7月から始まります。詳細は、その時期にあらためて「広報とうかい」でお知らせします。

具体例で比較する国保税額(税額改正前後)

例1. 夫婦と子ども2人の4人世帯



夫：46歳
妻：43歳
子：12歳
子：10歳

前年中の所得	夫	給与収入	450万円
		所得	306万円
	妻	専業主婦	収入なし
		所得	0円

年税額	内 訳	平成27年度 (改正前)	平成28年度 (改正後)
	医療分	26万8,200円	28万2,900円
	支援分	7万6,600円	7万8,000円
	介護分	6万5,500円	6万8,200円
	合計	41万,300円	42万9,100円

年額1万8,800円の増

例2. 夫婦2人世帯



夫：73歳
妻：71歳

前年中の所得	夫	年金収入	240万円
		所得	120万円
	妻	年金収入	40万円
		所得	0円

年税額	内 訳	平成27年度 (改正前)	平成28年度 (改正後)
	医療分	10万,800円	10万6,600円
	支援分	2万8,800円	2万9,200円
	介護分	0円	0円
	合計	12万9,600円	※13万5,800円

年額6,200円の増

※現在、国で検討している平成28年度税制改正により、課税限度額の引き上げと低所得世帯を対象とした国保税軽減世帯の拡大が適用された場合、年税額は変わります。

県内市町村における 1人当たり国保税調定額 (平成26年度)

国保税は、医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分について、それぞれに所得割・均等割・平等割という税額税率があるほか、被保険者の年齢によって算出が変わります。

本表では指標として「被保険者1人当たりの保険税額」により、県内の状況を示しています。

1	境町	11万7,569円
2	河内町	10万8,619円
3	坂東町	10万6,706円
4	五霞町	10万5,910円
5	つくば市	10万2,581円
6	八千代町	10万2,024円
7	守谷市	10万760円
8	つくばみらい市	9万9,105円
9	水戸市	9万8,615円
10	下妻市	9万7,892円
11	神栖市	9万7,530円
12	笠間市	9万7,458円
13	土浦市	9万6,989円
14	結城市	9万6,680円
15	かすみがうら市	9万4,091円
16	常総市	9万3,861円
17	石岡市	9万3,251円
18	桜川市	9万2,847円
19	筑西市	9万2,487円
20	取手市	9万1,918円
21	茨城町	9万1,289円
22	鹿嶋市	9万1,063円
23	龍ヶ崎市	9万708円
24	北茨城市	9万635円
25	阿見町	9万458円
26	行方市	9万208円
27	那珂市	8万9,278円
28	日立市	8万9,149円
29	美浦村	8万8,890円
30	鉾田市	8万8,678円
31	城里町	8万7,630円
32	小美玉市	8万7,458円
33	利根町	8万7,412円
34	潮来市	8万6,658円
35	牛久市	8万6,602円
36	古河市	8万6,231円
37	東海村	8万4,535円
38	稲敷市	8万3,633円
39	大子町	8万2,428円
40	高萩市	8万2,214円
41	ひたちなか市	8万1,651円
42	大洗町	7万9,804円
43	常陸太田市	7万9,108円
44	常陸大宮市	7万5,444円
市町村平均額		9万2,728円

被保険者証(保険証)再発行の手続きを 世帯主以外の方が行う場合は、 世帯主の委任状が必要です!

国保の納税義務者は世帯主であり、被保険者証の請求権は納税義務者にあります。

被保険者証の再発行の際に、世帯主が手続きに来られず代理人が手続きを行う場合は、同じ世帯の方でも世帯主の委任状(右記見本参照)が必要となりますので、ご注意ください。

委任状の見本(任意様式)

委任状(見本)

代理人住所
氏名
生年月日

上記の者を代理人とし、下記の権限について委任します。
記

1. 国民健康保険被保険者証の発行について

申請日
世帯主住所
氏名 印

国保からのお知らせ2

●問い合わせ 福祉保険課国保年金担当 ☎282-1711 内線1132

ジェネリック医薬品をご活用ください!

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、先に開発された新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に、同じ有効成分により製造されたものです。開発コストを低く抑えられるため、新薬よりも安価であることが多く、経済的負担を軽減することができます。

ジェネリック医薬品への切り替えには、患者本人の意思が最優先されます。切り替えを希望される際は、担当医師や薬剤師にご相談ください。

